

「芦屋市市民参画協働推進計画」(案)に関する
パブリックコメントの実施結果について

芦屋市市民参画協働推進会議（以下、推進会議という。）で議論を重ねて意見をいただき、市が作成した「芦屋市市民参画協働推進計画」(案)(以下、計画案という。)について、市民の皆さんからご意見を募集したところ、2人から合計9件のご意見等をいただきました。その結果を発表いたします。

【市民参画の手続き パブリックコメントの実施】

パブリックコメント 意見提出2人、9件

意見募集期間	平成19年12月25日～平成20年1月24日
意見公表の方法	市広報紙12月15日号に掲載し、市ホームページにも掲載 市民参画課及び行政情報コーナー、ラポルテ市民サービスコーナーで閲覧及び配布

【結果発表】

意見等の提出件数	2人 9件
意見・提案の内訳	全体意見 0件 個別意見 9件
意見等の取扱い	「実施に当たり考慮」 3件 計画に基づき具体化する段階で意見内容を考慮するもの 「原案で考慮済み」 1件 意見の趣旨はすでに原案に織り込み済みのもの 「説明」 2件 計画案の趣旨を説明し、理解を得るもの 「回答」 3件 質問に対する答え

【個別意見】

<p>該当項目</p>	<p>第2章 3 具体的な取組み 基本目標1 市民参画協働への意識と意欲を高めます <意識づくり> (1)受信した情報を正確に分かりやすく伝えるための環境を整備します。</p>		
番号	意見内容(要旨)	取扱い	市の考え方
1	<p>市民の視点(立場)で市民に分かりやすい表現が望まれます。お役所ことば(行政用語)は言語明瞭で意味不明瞭なことが多々あります。 協働の拠点における拠点とは「あしや市民活動センター」のことでしょうか?明確に表現してはいかがでしょうか?</p>	<p>回答</p>	<p>協働の拠点とは、「あしや市民活動センター」のことです。仮称ですので、表現として協働の拠点としています。</p>
2	<p>情報の受信、一元化、共有及び発信しやすい環境を整備するためのシステム構築をどのように具体化することができるかを考える必要があるのでしょうか</p>	<p>実施に当たり考慮</p>	<p>この計画の実施に当たり、考慮させていただきます。</p>
3	<p>ア. <u>情報収集機能の強化の為にホームページを開設するとありますが、HPは世界に向けて情報を提供するに強力なツールですが、市内で活動している団体の情報を共有できるように取りまとめるには、ホームページに市内で活動している団体の情報を直接書き込めるようなものでなければなりません。</u> <u>インターネットを活用した参画情報や地域の身近な協働情報を、受信、一元化、共有及び発信する為には、『新しいシステムの構築』が必要です。</u></p>	<p>実施に当たり考慮</p>	<p>この計画の実施に当たり、考慮させていただきます。</p>
4	<p>イ. 市民活動に関する様々な情報を全ての主体に提供するため、の「主体」とは誰を指すのか?</p>	<p>回答</p>	<p>「主体」とは、市内で市民活動をしている個人・団体及びこれから活動しようと考えている個人・団体を指しています。</p>
5	<p>市ホームページや独自に作ったホームページの「独自」とは、<u>協働の拠点「あしや市民活動センター」のHPのことでしょうか?</u></p>	<p>回答</p>	<p>「独自」に作ったホームページとは、協働の拠点「あしや市民活動センター」のホームページのことです。</p>
6	<p><分かりやすく>という表現がどれほどの射程を見据えた表現でありうるのかを問うてみたい。なぜなら、形式と内容の両面において<分かりやすい>と判断される情報だけが必ずしも客観性の高い情報であるとは限らない。 情報の分かりやすさと言うものを「情報の透明性」と解さなければならないであろう。 すなわち、「情報の透明性」こそが「情報の共有化」の大前提をなすものであるだろう。「情報の透明性」が大原則である。</p>	<p>説明</p>	<p>「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」第3条第4号「情報の提供及び共有の原則」に基づき透明性を確保していきます。</p>

<p>該 当 項 目</p>	<p>第2章 3 具体的な取組み 基本目標1 市民参画協働への意識と意欲を高めます <意識づくり> (2)まちづくりや市民参画協働の推進にかかわる学習機会の充実に努めます。</p>		
<p>7</p>	<p>『あしや市民（活動）大学講座』計画の提案 特色1 講師を市民から広報紙で公募する 特色2 講座内容を検討委員会で精査し開設するか否かを決める 特色3 受講者を公募し最少催行人員に満たない場合は開講しない 特色4 3か月～6か月又は1年を 学期として更新継続して開講する 特色5 受講料は原則講師謝金とする 学習機会の提供を行う事により講師がリーダーとして育つ新たな人材育成を図る</p>	<p>実 施 に 当 た り 考 慮</p>	<p>この計画の実施に当たり、考慮させていただきます。</p>
<p>該 当 項 目</p>	<p>第2章 3 具体的な取組み 基本目標3 市民活動を高めるための環境を整備します <環境の整備> (1)行政情報を積極的に発信するよう努めます。</p>		
<p>8</p>	<p>「行政情報を積極的に発信するよう努めます」という文末表現は、逆な見方をすれば、努力はするが応じることの出来ぬ場合もありうるという論理的な帰結を必然的に導くからである。 すなわち、それは、「市民が行政側に対して要求する情報が開示され得ない機会を設ける」ことを意味する。 しかしながら、それでは、「情報の共有化」並びに「市民と市の参画協働」を謳う本案の基本理念と大きく矛盾することとなり、この推進計画自体に破綻をきたす要因を与えかねない。したがって、以下のように改めるべきである。 (修正案) 第1案「公明かつ正大な行政情報を発信し続けます」 第2案「客観性のある行政情報を正確に発信します」</p>	<p>説 明</p>	<p>市が持っている情報につきましては、個人情報もあり、公表できない場合もありますが、積極的に情報の発信に努めます。</p>
<p>該 当 項 目</p>	<p>第2章 3 具体的な取組み 基本目標4 市民参画協働推進の仕組みを整備します <仕組みづくり> (2)参画協働事業を支える仕組みづくりを行います。 ア 市民参画協働推進システムの整備に努めます。</p>		
<p>9</p>	<p>「行政機関ではあるけれど行政組織には入っていない各種外郭団体について」急激な社会変化や行財政改革により問題が生じているにも関わらず、長年の手法を変えられず市民団体でもない外郭団体を参画協働の視点からとらえ直す必要がある。課題を放置したまま、市民団体ではない外郭団体を参画と協働の視点からとらえ直すことが急がれます。縦割行政の中では解決しない、市民活動団体と協働する為のシステムを創設する必要があります。</p>	<p>原 案 で 考 慮 済</p>	<p>外郭団体につきましても、「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」に定義する市民に含まれます。本計画には、市民参画協働推進システムの整備を規定しています。</p>